

別表 別に定める書類

項目	職種	必要種類	小名浜港への出入りを証する書類
埠頭内の作業・警備に従事する場合	荷役・代理店業者	・会社定款等（港湾運送事業法又は貨物自動車運送事業法上の事業許可を受けていることが確認できる書類） ・取引先一覧	—
	運送業者	・港湾運送事業法又は貨物自動車運送事業法上の事業許可を受けていることが確認できる書類 ・自社発行の指示書、伝票など入構実績となる各種伝票の写しで客観的に入構が確認できる書類	証明書 1
	工事請負業者	契約書の写し又は発注者による証明書類	—
	港内施設従業員	—	—
	施設警備員	契約書の写し	—
埠頭内の活動に必要なサービス等に従事する場合	新聞配達員	契約書の写し、注文伝票など相手方が特定できる書類	証明書 2
	弁当仕出し配達員	注文伝票等相手方が特定できる書類	証明書 2
	コピー業者、その他サービス	契約書の写し、注文伝票など相手方が特定できる書類	証明書 2
埠頭への搬入・搬出に従事する場合	スクラップ業者 材木業者	自社発行の指示書、伝票など入構実績となる各種伝票の写しで客観的に入構が確認できる書類	証明書 1
埠頭内の船員への売買行為を行う場合	中古車販売業者 リサイクル品販売業者	・自社発行の指示書、伝票など入構実績となる各種伝票の写しで客観的に入構が確認できる書類 ・直近の船陸交通許可書	—
埠頭内の保安に従事する場合	関係官公庁職員	—	—
その他埠頭管理者が必要と認めた場合	—	埠頭保安管理者がその都度定める書類	—